

7. 平成26年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

(1) 総括表（5つの重点課題＋推進体制別）

（単位：百万円）

	平成24年度 予算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算額	対前年度 増△減額	平成24年度 決算額
1. 損害回復・経済的支援等への取組	6,337	6,228	5,992	△ 236	4,640
2. 精神的・身体的被害の回復防止への取組	707	738	872	134	149
3. 刑事手続への関与拡充への取組	15	12	12	0	—
4. 支援等のための体制整備への取組	686	660	772	112	238
5. 国民の理解の増進と配慮・協力への取組	69	91	33	△ 58	45
6. 推進体制	54 (うち再掲34)	49 (うち再掲29)	41 (うち再掲34)	△ 8	22 (うち再掲14)
総計（再掲分を除く）	7,834	7,749	7,689	△ 60	5,080

- (※1) 「6. 推進体制」のうち、「1 都道府県担当者会議の開催」、「3 地域における被害者支援の普及推進」及び「4 地域における犯罪被害者等支援体制の整備促進」については再掲である。
 (※2) 犯罪被害者等施策関係分として特掲することができない施策の予算額、決算額は含めていない。
 (※3) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と合致しないものがある。
 (※4) 「対前年度増△減額」は再掲分を含めた数であるが、「総計」はいずれも再掲分を除いた合計額であるため、「対前年度増△減額」の「総計」は、「対前年度増△減額」の合計と一致しない。

(2) 施策・事業一覧

（単位：百万円）

施策・事業	平成24年度 予算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算額	対前年度 増△減額	平成24年度 決算額	施策・事業の概要
総計（再掲分を除く）	7,834	7,749	7,689	△ 60	5,080	
【重点課題に係る具体的施策】						
1. 損害回復・経済的支援等への取組	6,337	6,228	5,992	△ 236	4,640	
1 損害賠償制度の概要等を紹介した冊子・パンフレット【警察庁】						刑事手続や法的救済措置等の概要や被害者等に役立つ関係機関・団体の連絡先等、被害者に必要な情報を早期に提供するための手引や広報用パンフレットを作成・配布する。 【計画V第1・1(3), 第4・1・(27)】
(1) 「被害者の手引」の作成・配布	1	1	1	0	—	
(2) 広報用パンフレット・ポスター・リーフレットによる被害者対策施策の周知	9	9	9	0	—	
2 犯罪被害者等給付金【警察庁】	1,774	1,736	1,737	1	1,774	通り魔殺人等の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害が残るといった重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者から損害賠償も得られず、何らの公的救済も受けられない犯罪被害者又は、その遺族に対し、社会連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給して、犯罪被害者等の精神的、経済的打撃の軽減を図る。 【計画V第1・2(1)】
3 犯罪被害給付制度裁定諸経費【警察庁】						犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る諸経費
(1) 犯罪被害給付制度裁定諸経費	9	7	7	0	—	

施策・事業	平成24年度 予算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算額	対前年度 増△減額	平成24年度 決算額	施策・事業の概要
(2) 犯罪被害給付事務処理システムの運用	1	2	2	0	1	
4 性犯罪被害者に対する緊急避妊等【警察庁】	109	71	73	2	—	性犯罪被害に係る初診料、診断書料、緊急避妊費用等について負担し、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図る。【計画 V第1・2(6)】
5 司法解剖後の遺体搬送【警察庁】	53	57	65	8	—	司法解剖後の遺体搬送について、遺族の経済的負担の軽減を図る。【計画 V第1・2(7)】
6 司法解剖後の遺体修復【警察庁】	42	45	51	6	—	遺族の二次的被害防止に資するため、司法解剖による遺体の損傷を目立たないよう措置する。【計画 V第1・2(7)】
7 身体犯被害者の刑事手続における負担の軽減【警察庁】	38	40	45	5	—	身体犯被害に係る初診料、診断書料及び死体検案書料について負担し、被害者の経済的負担の軽減を図る。
8 犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借り上げ【警察庁】	16	16	17	1	—	自宅が犯罪現場となるなど居住場所の確保が困難になった被害者等に対し、被害直後の保護及び危険回避のための一時的な居住場所を借り上げる。【計画 V第1・3(2)エ】
9 損害賠償請求についての援助等【法務省】	—	—	—	—	—	日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【計画 V第1・1(1)ア】
	16,402 の内数	12,836 の内数	15,507 の内数			平成24年度～平成26年度予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。 (注) 日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。
10 刑事事件の証人等に対する給付制度【法務省】	1	1	1	0	0	刑事事件の証人等が、捜査機関等に対して供述したことなどにより、他人から身体等に害を加えられた場合、国が給付金を支給することによって、被害を救済するとともに、不安感等を緩和し、刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現を図る。
12 婦人保護事業費負担金と婦人相談所運営費負担金の一部【厚生労働省】	— (904 の内数)	— (897 の内数)	— (933 の内数)	—	— (861 の内数)	婦人相談所（一時保護所）における保護に要する費用等【計画 V第1・3(2)ア,第2・2(4)ア】
13 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	— (5,060 の内数)	— (2,300 の内数)	— (3,500 の内数)	—	— (3,113 の内数)	虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。【計画 V第1・3(2)イ,第2・2(4)イ】
14 トライアル雇用奨励金事業の一部【厚生労働省】	— (32 の内数)	— (29 の内数)	— (11,892 の内数)	—	— (8 の内数)	試行雇用奨励金を活用した就職支援の実施等（母子家庭の母等になった場合）【計画 V第1・4(1)ア】 ※平成25年度までは母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の一部。平成26年度からはトライアル雇用奨励金事業（対象者毎の制度一本化）の一部

施策・事業	平成24年度 予算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算額	対前年度 増△減額	平成24年度 決算額	施策・事業の概要
15 個別労働紛争対策事業の一部【厚生労働省】	— (1,508 の内数)	— (1,586 の内数)	— (1,564 の内数)	—	— (1,457 の内数)	事業主と個々の労働者との間の個別労働紛争について、個別労働紛争解決制度により、実情に即した迅速かつ適正な解決を支援する。【計画 V第1・4(2)ア,イ】
16 被害回復のための休暇制度に関する周知啓発【厚生労働省】	5	5	5	0	—	犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度に関する周知啓発のため、リーフレット及びポスターを作成・配布するとともに、導入状況等及び利用状況等についてアンケート調査を実施する。(労働保険特別会計)【計画 V第1・4(3)】
17 自動車事故相談及び示談あっ旋事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	570	570	570	0	570	(公財)日弁連交通事故相談センターが行う自動車事故の損害賠償問題に関する無償による法律相談及び示談のあっ旋事業に要する経費の一部を補助する。(自動車安全特別会計)【計画 V第1・1(5)ウ】
18 「紛争処理機関」による紛争処理業務に要する経費の一部補助【国土交通省】	150	150	150	0	150	自動車損害賠償保障法の指定紛争処理機関が行う自賠責の保険金等の支払に関する紛争処理業務に要する経費の一部を補助する。(自動車安全特別会計)【計画 V第1・1(5)ア】
19 政府保障事業による保障金の支給【国土交通省】	3,327	3,302	3,074	△ 228	2,003	ひき逃げ等に遭った被害者に対し、政府が本来の加害者に代わって直接損害のてん補を行う。(自動車安全特別会計)【計画 V第1・1(5)エ】
20 被害者救済対策事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	231	217	186	△ 31	140	自動車事故被害者救済のため、交通遺児育成基金事業等に要する経費の一部を補助する。(自動車安全特別会計)
21 司法解剖後の遺体修復費の負担・遺体搬送費の一部負担【国土交通省】	1	1	1	0	1	遺族の二次的被害防止に資するため、司法解剖による切開痕等を目立たないようにする最低限の措置費用を負担する。また、司法解剖後の遺体搬送費用の一部を負担する。
22 犯罪被害者の刑事手続に要する経費の負担【国土交通省】	1	1	1	0	1	犯罪被害者の刑事手続における経済的負担を軽減するため、犯罪被害に係る診断書料、死体検案書料の費用、事情聴取のための出頭に係る旅費を負担する。
23 犯罪被害者等のためのリーフレットの作成・配付【国土交通省】	1	1	1	0	1	刑事手続や法的救済措置等の概要、被害者等に役立つ関係機関・団体等の連絡先等の被害者等に必要情報を早期かつ包括的に提供するためのリーフレットを作成し、被害者等に配付する。
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	707	738	872	134	149	
1 児童虐待を始めとする被害少年に対する支援【警察庁】	108	104	107	3	—	被害少年や虐待を受けた児童が、再び被害に遭うことを防止し、立直りを支援するため、部外専門家等による助言を受けつつ、少年補導職員等が、被害少年の心身の影響に配慮した適切な指導・助言を行う。【計画 V第2・1(24)】

施策・事業	平成24年度 予算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算額	対前年度 増△減額	平成24年度 決算額	施策・事業の概要
2 再被害防止措置【警察庁】	1	1	1	0	—	被害者が、同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、警察庁において策定された「再被害防止要綱」に基づき、関連情報の収集、非常時の通報要領に関する防犯指導及び警戒措置を実施する。【計画 V第2・2(5)】
3 保護対策の推進【警察庁】						暴力団員による被害者等へのお礼参りや証人威迫等に対し、検挙など迅速な対応を行うとともに被害者等の安全を確保するため、保護対象者警戒用資機材の配備や被害者等の安全が確認されるまでの間、身を隠すことができる住居の借り上げ等を行う。【計画 V第2・2(6)】
(1) 保護対策業務における民間警備の活用	32	32	33	1	0	
(2) 保護対象者警戒資機材の整備	22	22	22	0	—	
(3) 保護対象者居宅への警備用資機材借上等	111	111	115	4	—	
(4) 保護対策用住居借り上げ	32	32	33	1	—	
4 配偶者からの暴力事案の被害者の安全確保【警察庁】						配偶者からの暴力事案について、加害者に対する指導警告、被害者に対する自衛措置の教示等の援助、パトロールの強化及び保護命令違反の検挙等を推進する。【計画 V第2・2(8)】
(1) 配偶者暴力対策資機材の整備・監視警戒システム	4	0	0	0	—	
(2) ストーカー・DV対策資機材の整備・監視警戒システム	0	27	117	90	0	ストーカー及び配偶者からの暴力事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案については、殺人等の重大事件に発展する可能性があることから、加害者の早期検挙、被害者等の安全確保に活用する。【計画 V第2・2(8)】
5 安全な社会を創るための匿名通報事業【警察庁】	29	16	22	6	13	暴力団等による犯罪の検挙、少年福祉犯罪等の検挙や被害者の早期保護等に資するため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による通報を受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う事業であり、警察においては、これら情報を捜査等に活用している。【計画 V第2・2(9)ア】
新6 児童虐待防止対策実践塾等【警察庁】	0	0	6	6	0	児童の安全確認と安全確保を最優先とした対応の徹底等を期するため、各都道府県の取組の好事例を踏まえた検討会等を開催し、担当職員個々の知識・技能の向上等を図る。【計画 V第2・2(10)ア】
7 被害者等に対する精神科医による支援【警察庁】	7	7	11	4	—	犯罪により深刻な精神的被害を受けた被害者等に対し、精神科医によるカウンセリング等の支援により、精神的被害の回復・軽減を図る。
8 職員等に対する研修の充実等【警察庁】						採用時や昇任時において被害者対策に関する必要な教育を実施し、また、専門的知識を要する職員に対してカウンセリング技術など特別な教育、研修を実施している。【計画 V第2・3(1)ア】
(1) 警察職員に対する研修（カウンセリング担当者専科）	2	2	2	0	—	
(2) 全国被害者支援担当課長会議等	2	4	4	0	—	

施策・事業	平成24年度 予算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算額	対前年度 増△減額	平成24年度 決算額	施策・事業の概要
(3) カウンセリング職員 に対する専門研修	9	9	10	1	—	被害者等の心情に配慮し捜査活動等において被害者等が安心して事情聴取等に応じられるようにするため、施設等の整備・改善に努めている。 【計画V第2・3(4)】
9 犯罪被害者等のための施設等の改善【警察庁】						
(1) 警察施設外の相談会場借り上げ	7	7	7	0	—	
(2) 犯罪被害者支援活動用携帯電話の整備	3	3	3	0	—	
(3) 性犯罪捜査証拠採取セットの保有	4	4	5	1	—	
10 被害者等に対する情報提供【法務省】	10	10	10	0	—	以下の制度の運用に必要な諸経費 1 全国統一の被害者等通知制度 2 被害者等に対する出所情報の通知制度 3 被害者等の保護（再被害防止）を図るための出所情報通知制度 【計画V第2・2(2), 第3・1.(22)】
11 検察官等に対する研修の充実等【法務省】	10	10	10	0	6	検察官等に対する各種研修・協議会等において、犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施している。【計画V第2・1(19), 第2・3(1)エ, 第3・1(20), 第4・2(9)ア】
12 犯罪被害者等のための対応強化【法務省】	0	1	16	15	0	被害者専用待合室を設置するなど、捜査・公判等において、被害者等が安心して協力できる体制を整備することにより、被害者等の心理的負担の軽減を図るもの【計画V第2,3(5)】
13 被害者の視点を取り入れた教育【法務省】	30	39	39	0	30	刑事施設及び少年施設に収容されている加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」の実施。【計画V第2・2(12)ア, 第3・1(24)ア】
14 犯罪被害者等に対する加害者情報の提供【法務省】	3	1	1	0	—	犯罪被害者等に対して、刑事裁判終了後又は保護処分決定確定後の加害者に関する情報を提供する。【計画V第2・2(1)ア,(2),第3・1(22)】
15 スクールカウンセラー等活用事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	外部の専門家の協力を得て、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、子ども等が夜間、休日を含め24時間いつでも相談できるよう電話相談体制を充実する。【計画V第2・1(23), 第4・1(22)(23), 第4・2(11), 第5・1(15)ア】
	8,516 の内数	3,892 の内数	4,113 の内数		8,734 の内数	
16 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	各都道府県、指定都市及び中核市において教育相談を担当する指導主事及び教諭に対し、相談体制の充実等の教育相談における今日的諸課題について高度な見識を修得させ、各地域において、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や、各学校への指導・助言等が行われることを目的とした研修を実施する。【計画V第2・1(23)ウ, 第5・1(15)イ】
	992 の内数	985 の内数	948 の内数		992 の内数	

施策・事業	平成24年度 予算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算額	対前年度 増△減額	平成24年度 決算額	施策・事業の概要
17 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（家庭教育支援）【文部科学省】	— (8,795 の内数)	— (4,924 の内数)	— (3,814 の内数)	—	— (8,757 の内数)	身近な地域において、すべての親に対する家庭教育支援の体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供などの家庭教育を支援する活動を支援する。【計画 V第2・2(12)エ】
いじめ対策等総合推進事業（平成24年度までは学校・家庭・地域の連携協力推進事業）						
18 公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム（地域人材による家庭支援プログラム）【文部科学省】	0	— (207 の内数)	— (133 の内数)	—	0	社会教育的アプローチによる現代的課題の解決に向けた積極的・意欲的な取組みのうち、いじめや不登校、児童虐待など社会的課題を抱え孤立しがちな家庭に対する、地域人材を中心とした支援の仕組みづくりや親向け学習プログラムの開発等について、国と地方公共団体等が共同した実証的研究を実施する。 【計画 V第2・2(12)エ】
19 児童保護費負担金と児童保護医療費負担金の一部【厚生労働省】	— (89,281 の内数)	— (90,788 の内数)	— (95,857 の内数)	—	— (87,827 の内数)	児童養護施設等における入所に要する経費
20 婦人保護事業費補助金の一部【厚生労働省】	— (1,201 の内数)	— (1,190 の内数)	— (1,221 の内数)	—	— (1,145 の内数)	婦人保護施設における入所に要する経費
21 婦人保護事業費負担金と婦人相談所運営費負担金の一部【厚生労働省】(1.12の再掲)	— (904 の内数)	— (897 の内数)	— (933 の内数)	—	— (861 の内数)	婦人相談所（一時保護所）における保護に要する費用等【計画 V第1・3(2)ア,第2・2(4)ア】(再掲)
22 児童自立生活援助事業の一部【厚生労働省】	— (89,281 の内数)	— (90,788 の内数)	— (95,857 の内数)	—	— (87,827 の内数)	児童自立生活援助事業における入居に要する経費
児童保護費負担金と児童保護医療費負担金						
23 こころの健康づくり対策事業【厚生労働省】	— (18 の内数)	— (18 の内数)	— (14 の内数)	—	— (18 の内数)	地域の医療関係者等に対し、こころの健康づくり対策事業としてPTSD対策専門研修会（犯罪被害者対策を含む。）を実施するとともに、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象とした思春期精神保健の専門家養成研修を実施する。【計画 V第2・1(1),(10)】
PTSD・思春期精神保健対策事業						
24 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の一部（都道府県実施分）【厚生労働省】	— (45,000 の内数)	— (41,000 の内数)	— (46,200 の内数)	—	— (44,999 の内数)	高次脳機能障害者への支援拠点機関を設置し、相談支援体制を整備する。【計画 V第2・1(9)】
25 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の一部（国立障害者リハビリテーションセンター実施分）【厚生労働省】	— (14 の内数)	— (13 の内数)	— (13 の内数)	—	— (10 の内数)	「全国高次脳機能障害支援拠点センター」として、地方の拠点機関との連携を図り、「連絡協議会の開催」、「研修事業を含む普及啓発活動」を行うとともに、専用ページにおいて高次脳機能障害のある方が障害福祉サービスの対象であることや、疾患や年齢に応じた制度等を掲載し周知を図る。 【計画 V第2・1(9)】

施策・事業	平成24年度 予算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算額	対前年度 増△減額	平成24年度 決算額	施策・事業の概要
26 子どもの心の診療ネットワーク事業【厚生労働省】	—	—	—	—	—	様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図る。【計画 V第2・1(11)】
	10,510 の内数	9,229 の内数	1,226 の内数		10,412 の内数	
27 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。【計画 V第1・3(2)イ、第2・2(4)イ】
	2,700 の内数	2,300 の内数	3,500 の内数		3,113 の内数	
28 夜間対応等の体制整備の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	夜間休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図る。【計画 V第2・1(21)ア】
	2,168 の内数	3,652 の内数	3,743 の内数		2,166 の内数	
29 虐待対応のための協力医療機関の充実の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	児童虐待に対する医療的ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図る。【計画 V第2・1(21)イ】
	2,168 の内数	3,652 の内数	3,743 の内数		2,166 の内数	
30 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化【厚生労働省】	—	—	—	—	—	市町村において、関係機関が連携し児童虐待等の対応を図る「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」について、設置促進及び機能強化を図る。【計画 V第2・1(22)】
	30,700 の内数		485 の内数		29,719 の内数	
	—	—	—	—	—	児童虐待・DV対策等総合支援事業
	2,168 の内数	3,652 の内数	3,743 の内数		2,166 の内数	
31 専門里親の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	専門里親への委託に要する費用【計画 V第2・1(25)】
	89,281 の内数	90,788 の内数	95,857 の内数		87,827 の内数	
32 里親支援機関事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	里親制度の広報啓発等新規里親の掘り起こし、里親・里子のマッチングなどの委託推進、里親の資質向上や委託里親への支援などを行う事業を実施。【計画 V第2・1(25)】
	2,168 の内数	3,652 の内数	3,743 の内数		2,166 の内数	
33 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	婦人相談所と関係機関等との連絡会議等の開催による連携強化。【計画 V第2・2(9)ア】
	2,168 の内数	3,652 の内数	3,743 の内数		2,166 の内数	
34 婦人相談所等の職員への専門研修の実施の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	婦人相談所等の職員に対する専門研修の実施。【計画 V第2・3(1)ケ】
	2,168 の内数	3,652 の内数	3,743 の内数		2,166 の内数	
35 身元保証人確保対策事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受けた女性が安心して、就職や住居を借りることができるよう、身元保証人を確保するための事業を実施。
	2,168 の内数	3,652 の内数	3,743 の内数		2,166 の内数	

施策・事業	平成24年度 予算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算額	対前年度 増△減額	平成24年度 決算額	施策・事業の概要
36 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等【国土交通省】						自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護施設の設置・運営や自動車事故による重度後遺障害者を受け入れる病院の整備に要する経費の補助等を実施する((3),(4)独立行政法人自動車事故対策機構)。(自動車安全特別会計)【計画V第2・1(8)】
(1) 短期入院協力病院の受入れ体制の整備及び強化に要する経費の一部補助	168	185	185	0	46	
(2) 短期入院に要する経費の一部補助	113	113	113	0	53	
(3) 療護センターの設置・運営	—	—	—	—	—	
	独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金					
	6,943 の内数	6,772 の内数	6,893 の内数		6,712 の内数	
(4) 療護センターの施設整備	—	—	—	—	—	
	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金					
	379 の内数	405 の内数	404 の内数		350 の内数	
3. 刑事手続への関与拡充への取組	15	12	12	0	—	
新1 医療機関における性犯罪証拠採取セットの整備【警察庁】	0	0	1	1	0	医療機関において警察への被害申告前の性犯罪被害者からの証拠採取が適切に行われ、また、当該採取された証拠品が適切に保管されるよう、証拠の採取・保管に必要な資機材を整備し、警察への被害申告を躊躇している間に証拠が滅失することのないようにする。【計画V第3・1(1)】
2 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等【法務省】	—	—	—	—	—	資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするために導入された被害者参加人のための公費による弁護士選任制度の下、所要の業務を日本司法支援センターにおいて行う。 また、刑事裁判の公判期日等に出席した被害者参加人から旅費等の請求がある場合には、法テラスにおいて被害者参加人に対し、被害者参加旅費等を支給する。【計画V第3・1(3)】 (注)日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。
	総合法律支援事業に係る国選弁護士確保業務委託費					
	15,445 の内数	15,686 の内数	16,429 の内数			
3 加害者に対する犯罪被害者等の心情等の伝達【法務省】	1	1	1	0	—	犯罪被害者等の被害者に関する心情等を保護観察対象者に伝達し、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底する。【計画V第3・1(24)エ】
4 仮釈放等審理における犯罪被害者等への対応の充実【法務省】	15	12	12	0	—	犯罪被害者等の意見等を踏まえた仮釈放等審理を実施する。【計画V第3・1(27)】

施策・事業	平成24年度 予算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算額	対前年度 増△減額	平成24年度 決算額	施策・事業の概要
4. 支援等の体制整備への取組	686	660	772	112	238	
1 都道府県担当者会議の開催【内閣府】	1	1	1	0	1	国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議を開催する。【計画 IV(2), V第4・1(1)ア】
新2 地域における犯罪被害者等支援体制の整備促進【内閣府】	0	0	33	33	0	犯罪被害者等支援体制の全国的な水準の底上げを図るべく、先駆的取組を支援する一方で、支援体制の整備を促進する必要がある地域における人材育成事業や、既に被害者施策がある程度進んだ地域からの経験を伝達していく事業を行う。【計画 IV(2), V第4・1(1)イ】
3 交通事故相談活動の推進【内閣府】	19	18	18	0	16	研修会の開催等、地方公共団体の交通事故相談所等における交通事故相談活動の円滑な推進を図るため、交通事故相談員の資質の向上に努める。【計画 V第4・1(13)】
4 交通事故被害者サポート事業経費【内閣府】	19	19	12	△7	8	交通事故被害者等の自立を支援する立場にある者の技術を向上させるとともに、交通事故被害者等の自助グループ間における連携を図るなど、交通事故被害者等の支援の充実を図る。
5 女性に対する暴力防止と被害者保護のための地方公共団体等連携強化促進経費【内閣府】	35	27	27	0	26	女性に対する暴力の防止及び被害者支援に関する取組を一層促進するため、官民の担当者を対象としたワークショップを全国で開催し、意見交換や情報共有を行うことにより、広域連携や官民連携のさらなる強化・拡大及び取組の一層の促進を図る。
6 配偶者からの暴力等被害者支援強化促進事業経費【内閣府】	11	8	8	0	5	性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制を整備することを目的として、地域の男女共同参画センターにおける事業の企画等を担当する職員や相談員等を対象とした研修等を実施する。また、必要に応じて、別の相談機関や支援機関等との連携体制の整備についても検討を行う。【計画V第4・1(2)】
7 配偶者等からの暴力に関する実態調査経費【内閣府】	0	0	17	17	0	配偶者等に対する暴力被害の実態とその防止等に関する課題を把握し、現場のニーズに基づいた的確な施策をするため、3年に1度の定期的・継続的な調査を実施する。【計画V第4・2(3)(4)】
8 配偶者暴力相談支援センター設置促進に関する調査研究費【内閣府】	4	2	0	△2	1	(24, 25年度限り)
9 配偶者暴力相談全国共通ダイヤル設定等経費【内閣府】	9	6	7	1	5	全国共通ダイヤルにより、配偶者からの暴力についてどこに相談したらよいかかわからないという被害者に対し、最寄りの相談窓口を案内し、さらに案内された相談機関の中から被害者の希望する相談機関に直接相談できるサービスを実施する。

施策・事業	平成24年度 予算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算額	対前年度 増△減額	平成24年度 決算額	施策・事業の概要
10 性犯罪被害者支援に関する調査研究費【内閣府】	0	4	0	△ 4	0	(25年度限り)
新11 ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究費【内閣府】	0	0	10	10	0	ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正を受け、地方公共団体が設置する配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等及び民間支援団体による被害者支援の現状等の調査を踏まえ、今後、考えられる支援の方向性の検討を進めるための調査研究を実施する。
新12 性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究【内閣府】	0	0	39	39	0	性犯罪被害者等が被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談等を受けられるような相談体制及び被害者の心身を回復するための支援体制の整備等、性犯罪被害者等の支援に関する様々な取組を実証的に研究することで、地方公共団体の行う取組を支援する。
13 特定非営利活動法人等の活動促進【内閣府】	—	—	—	—	—	犯罪被害者支援組織を一部に含む特定非営利活動法人等の活動促進に向け、特定非営利活動促進法の運用や「特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査」等の実施を行う。(当該施策は犯罪被害者支援組織に限定して行っているものではない。)
	114 の内数	79 の内数	88 の内数		76 の内数	
市民活動促進事業						
14 ストーカー事案への適切な対応【警察庁】	7	7	7	0	—	ストーカー規制法の運用のみならず、被害者からの相談を受ける際に必要な能力を習得させることを含む専門教育を実施する。【計画 V第4・1(15)】
15 警察のカウンセリングアドバイザー委嘱【警察庁】	25	25	42	17	—	警察職員のカウンセリング技術の向上及び精神的ストレスの軽減を図るため、部外精神科医や臨床心理士等からのアドバイスを受ける。【計画 V第4・2(7)】
16 被疑者・被害者等に対する面接手法の行動科学的研究【警察庁】	17	15	0	△ 15	—	「認知面接技法」等欧米において標準化されている面接技法の有効性について、我が国への導入を念頭に、調査・実験を実施し、我が国の法体系や文化に適した面接技法の基盤を確立する。
新17 対象者の特性に応じた効果的な取調べ手法に関する研究【警察庁】	0	0	16	16	0	より高度な技術が要求される対応の難しい対象者に対する取調べについて、心理学的研究を行うことにより、対象者の特性の把握方法及び対象者の特性に応じた効果的な取調べ手法を明らかにする。
新18 被害児童の特性に配慮した聴取技法に関する研究【警察庁】	0	0	1	1	0	心理学的研究を行うことにより、児童の特性を査定するための実用的なチェックリストを開発し、被害児童の特性に配慮した効果的な聴取技法を検討する。
19 民間団体への支援の充実【警察庁】						民間被害者支援団体が被害者支援に果たす役割の重要性を鑑み、その活動の促進を図るため、財政的支援の充実を図る。【計画 V第4・3(1)イ】

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

施策・事業	平成24年度 予算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算額	対前年度 増△減額	平成24年度 決算額	施策・事業の概要
(1) 民間被害者支援団体等に対する活動支援	6	6	6	0	5	
(2) 民間被害者支援団体等に対する直接支援業務の委託	87	42	44	2	—	
(3) 民間被害者支援団体に対する相談業務の委託	111	109	115	6	—	
(4) 民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託	53	44	45	1	—	
(5) 民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託	0	48	50	2	0	
20 被害者等からの相談への対応【法務省】						
(1) 被害者支援員の配置	192	191	191	0	168	被害者等から被害相談、裁判傍聴の付添い、各種支援団体への紹介等刑事手続に関する相談業務を行う被害者支援員を配置。【計画 V第4・1(18)】
(2) 被害者ホットラインの設置	1	1	1	0	—	被害者対応窓口における被害者ホットラインの開設。【計画 V第4・1(18)】
(3) 刑事手続に関するパンフレットの作成・配布等	8	8	8	0	2	検察庁での被害者に対する保護と支援について分かりやすく解説した犯罪被害者用パンフレットの作成。【計画 V第3・1(13)ア、ウ、第4・1(28)ア、イ】
21 更生保護官署における支援等のための体制整備【法務省】	78	78	71	△7	—	関係機関・団体等との連携確保、研修の実施等更生保護官署における犯罪被害者等に対する支援を行うために必要な体制を整備し、その充実を図る。【計画 V第4・1(36)、(37)】
22 人権相談【法務省】	—	—	—	—	—	相談者（犯罪被害者等を含む。）からの各種人権相談への対応。【計画 V第4・1(20)】 平成24年度予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。
	3,318 の内数	3,260 の内数	3,360 の内数			人権擁護関係予算
23 人権侵犯事件の調査・処理等【法務省】	—	—	—	—	—	
	3,318 の内数	3,260 の内数	3,360 の内数			人権擁護関係予算

施策・事業	平成24年度 予算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算額	対前年度 増△減額	平成24年度 決算額	施策・事業の概要
24 相談及び情報の提供等【法務省】	—	—	—	—	—	<p>日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士を紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。</p> <p>日本司法支援センターにおいて、国（捜査機関、裁判所を含む。）、警察、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【計画V第4・1(32)ウ】</p> <p>日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【計画V第4・1(40)】</p> <p>平成24年度～平成26年度予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。</p> <p>(注)日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。</p>
	16,402 の内数	12,836 の内数	15,507 の内数			
	総合法律支援事業に係る運営費交付金					
新25 犯罪被害者等に関する類型別調査経費【内閣府】	0	0	3	3	0	<p>犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況等を把握するための調査を実施する。【計画V第4・2(5)】</p>
26 犯罪被害に関する総合的研究【法務省】	3	0	0	0	3	<p>実際にどのような犯罪がどれくらい発生しているかという、捜査機関に届けられていない暗数を含めた犯罪被害の実態及び犯罪に対する不安等の実態調査を行い、より有効・適切な犯罪防止策の立案に資するための総合的な調査・研究を行う。なお、当該研究においては、平成23年度からの2ヵ年計画で行ったものであり、平成25・26年度予算はない。【計画V第4・2(5)】</p>
27 いじめ対策等生徒指導推進事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	<p>いじめの問題への対応をはじめとする生徒指導上の諸問題に対応し、児童生徒の社会的資質・能力の育成等を図るための取組・対応策を国において調査研究し、その有効性を検証し、今後の施策に活かすため、都道府県・指定都市教育委員会及びNPO法人、民間施設等に対して、先進的な取組を委託し、その成果を全国に普及する。</p>
	227 の内数	314 の内数	54 の内数		199 の内数	
28 スクールソーシャルワーカー活用事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	<p>教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。【計画V第2.1(22)、第2.2(10)イ、第4.1(23)、第4.2(11)、第5.1(15)ア】</p>
	8,516 の内数	355 の内数	394 の内数		8,734 の内数	

施策・事業	平成24年度 予算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算額	対前年度 増△減額	平成24年度 決算額	施策・事業の概要
29 虐待・思春期問題情報 研修センター事業費の 一部【厚生労働省】	— 2,168 の内数	— 3,652 の内数	— 3,743 の内数	—	— 2,166 の内数	児童虐待を受けた子どもの 保護及び自立の支援を専門的 知識に基づき適切に行うこと ができるよう、児童相談所及 び児童福祉施設等関係機関の 職員、市町村職員及び保健機 関等の職員の資質の向上等を 図るため研修の充実を図る。 (平成23年度まで年金特別会計、 平成24年度より児童虐待・DV 対策等総合支援事業)【計画 V 第4・2(12)】
		児童虐待・DV対策等総合支援事業				
5. 国民の理解の増進と配慮・ 協力の確保への取組	69	91	33	△ 58	45	
1 犯罪被害者等施策の啓 発のための中央・地方 大会の開催【内閣府】	9	8	9	1	12	犯罪被害者等の置かれた状 況について国民が正しく理解 し、国民の協力の下に関係施 策が講じられていくよう、国 民が犯罪等による被害につ いて考える機会として、「犯罪被 害者週間」にあわせた啓発事 業を東京及び複数の地域で開 催する。【計画 V第5・1(8)、 (10)ア】
2 地域における被害者支 援の普及推進【内閣府】	33	28	0	△ 28	13	地域社会全体における取組 を促進するため、「支援の裾野 を広げる取組」及び「犯罪被 害者団体等との協働」を柱と したワークショップ事業を実 施し、先進的な事例として普 及啓発を行う。 (25年度限り)
3 女性に対する暴力をな くす運動等啓発費【内 閣府】	7	7	7	0	3	男女共同参画推進本部は、 毎年11月12日から11月25日 までの2週間、「女性に対する暴 力をなくす運動」を実施して いる。内閣府においては、期 間中、地方公共団体、女性団 体その他の関係団体との連携・ 協力の下、意識啓発等、女性 に対する暴力に関する取組を 一層強化している。【計画V第 5・1(9)】
4 犯罪被害者等施策に関 する広報啓発活動【警 察庁】						犯罪被害者の置かれた実情 について理解を深めるため、 民間被害者支援団体等と連携 するなどし、広報啓発活動を 推進する。【計画 V第5・1(11) イ、ウ】
(1) 犯罪被害者支援に関 する国民の理解と共 感の増進	3	2	2	0	1	
5 人身取引被害申告票の 作成、配布【警察庁】	1	1	1	0	1	人身取引被害者が被害申告 をする際の連絡先等を記載し た申告票を作成、配布し、被 害者の早期発見を図ること により、人身取引事犯の検挙と 被害者の保護に努める。
6 人権啓発活動【法務省】	— 3,318 の内数	— 3,260 の内数	— 3,360 の内数	—	—	人権週間を中心に全国各地 で、講演会、シンポジウム、 座談会等の開催、テレビ・ラ ジオ放送、新聞紙・週刊誌等 への関連記事の掲載、啓発冊 子の配布等の啓発活動を実施 する。【計画 V第5・1(9)ウ】 平成24年度予算額は、一般 会計及び東日本大震災復興特 別会計の合計。
		人権擁護関係予算				

施策・事業	平成24年度 予算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算額	対前年度 増△減額	平成24年度 決算額	施策・事業の概要
7 地域に根ざした道徳教育の推進の一部【文部科学省】	— (631 の内数)	— (831 の内数)	0	—	— (440 の内数)	児童生徒に命や思いやりを大切にすることをはぐくむ教育を充実するなど学校・地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援する。【計画 V第5.1(1)】
新8 道徳教育の抜本的改善・充実の一部【文部科学省】	0	0	— (1,439 の内数)	—	—	道徳教育用教材の充実や効果的な指導方法の普及、求められる道徳教育の実現に向けた教員の指導力向上、地域に根ざした創意工夫ある道徳教育を支援する。
9 健全育成のための体験活動推進事業の一部【文部科学省】	— (8,516 の内数)	— (26 の内数)	— (46 の内数)	—	— (8,734 の内数)	いじめの未然防止を図るため、児童生徒の健全育成を目的とした様々な体験活動の取組を支援する。
10 人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	— (992 の内数)	— (985 の内数)	— (948 の内数)	—	— (992 の内数)	人権教育を担当する指導主事等に対し、学校教育全体において人権教育を推進するためのプログラム開発や効果的な指導、家庭、地域等との連携を推進する方策等について、研究協議及び演習等を行うことにより必要な知識等を修得させ、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が行われるための研修を実施する。【計画 V第5・1(2)】
11 人権教育開発事業等の一部【文部科学省】	— (85 の内数)	— (76 の内数)	— (77 の内数)	—	— (73 の内数)	基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育を推進する観点から、「人権教育研究推進事業」、「人権教育の指導方法等に関する調査研究」を総合的に実施し、学校教育における人権教育の開発を進める。【計画 V第5・1(2)】
12 心のケア対策推進事業(24・26年度は児童生徒の現代的健康課題への対応事業として計上)【文部科学省】	— (39 の内数)	29	— (41 の内数)	—	— (33 の内数)	子どもの日常的な心身の健康状態を把握し、健康問題などについて早期発見・早期対応を図ることができるよう、教員を対象とした指導参考資料を作成する。【計画 V第5・1(15)ウ】
13 児童虐待防止推進フォーラム開催等広報啓発経費の一部【厚生労働省】	16	15	15	0	15	児童虐待の現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスター等の作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。【計画 V第5・1(9)エ】
6. 推進体制	54	49	41	△ 8	22	
1 都道府県担当者会議の開催【内閣府】(4.2の再掲)	1	1	1	0	1	国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議を開催する。【計画 IV(2)、V第4・1(1)ア】
2 地方公共団体職員向け研修【内閣府】	13	13	0	△ 13	4	地方公共団体職員向け研修プログラムを作成し、ブロック別研修会を開催するとともに、研修教材を作成する。(25年度限り)

施策・事業	平成24年度 予算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算額	対前年度 増△減額	平成24年度 決算額	施策・事業の概要
3 地域における被害者支援の普及推進【内閣府】(5.3の再掲)	33	28	0	△ 28	13	地域社会全体における取組を促進するため、「支援の裾野を広げる取組」及び「犯罪被害者団体等との協働」を柱としたワークショップ事業を実施し、先進的な事例として普及啓発を行う。 (25年度限り)
新4 地域における犯罪被害者等支援体制の整備促進【内閣府】(4.2の再掲)	0	0	33	33	0	犯罪被害者等支援体制の全国的な水準の底上げを図るべく、先駆的取組を支援する一方で、支援体制の整備を促進する必要がある地域における人材育成事業や、既に被害者施策がある程度進んだ地域からの経験を伝達していく事業を行う。【計画 IV(2)、V第4・1(1)イ】
5 犯罪被害者団体等との情報交換の実施【内閣府】	1	1	1	0	1	犯罪被害者等の声に耳を傾け、その時々ニーズを適時適切に把握するための情報交換等を行う。【計画 IV(4)】
6 犯罪被害者等施策年次報告の作成【内閣府】	6	6	6	0	5	犯罪被害者等基本法第10条に基づき、各年度に政府が講じた犯罪被害者等施策の概要を作成し、国会への報告を含め、幅広く公表する。【計画 IV(7)】

(注1) 施策・事業のうち、新規に計上したものについては「新」と表示している。

(注2) 犯罪被害者等施策関係の予算額及び決算額が特掲できないものについては、「-」と表示している。内数表示分は、総額に計上していない。

(注3) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と一致しないものがある。0より大きい計数で、四捨五入により「0」となるものについては、「1」と表示している。なお、合計は整理前の計数を合計し、対前年度増△減額は表示されている計数の差を表示している。

